

2026年3月5日

各位

株式会社エスティーエス  
本社 総務

## 社内積立金の時効について

拝啓 三寒四温の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年3月末をもって社内積立金制度は終了致しました。社内積立金の取り扱いにつきましては終了時に告知をしております。

再度、払い戻しのご請求等がない社内積立金の時効日についてご案内を申し上げます。つきましては、最終社内積立日によって以下のようなお取り扱いとなります。ご確認の上ご対応を宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

対象となる金品 : 社内積立金  
時効期限 : 当社規定に基づき、登録抹消または最終就業日から5年を経過しても返還請求が無い積立金については、民法第166条の規定により時効が成立したものとみなし、以降の返還には対応致しかねますのでご了承下さい。

返金方法 : 各自期日までに下記へご連絡をお願い致します  
本件に関するお問い合わせ : 株式会社エスティーエス 本社 杉本

TEL : 082-292-2214

以上